

大谷學報

第86卷 第2号

2007年3月1日発行

【吉原新話】試論……………天野勝重（1）

ハイデガーにおける

形式的告示の形成過程……………若見理江（18）

【教行信証】における

「光号因縁釈」の位置について……………平原晃宗（37）

二〇〇六年度 春季公開講演会 講演録

佛像の出現をめぐって……………荒牧典俊（57）

（57）

彙 報……………（83）

（83）

「無気味なもの」としての自然……………廣川智貴（30）

—ゲーテの「魔王」について—

分位縁起の正当性に関する

『順正理論』の議論……………箕浦暁雄（18）

（18）

近代日本にとつてのエチオピア……………古川哲史（1）

（1）

—昭和初期における経済的関心と

ヘルイ使節団来日を中心にして—

大 谷 大 学

大 谷 大 学 会

大谷学報 第八十五卷 第四号

大谷学報 第八十六卷 第一号

形式的告示と現象学的解体……………岡本敦之

—初期ハイデガーの思索にみられる

二つの問題とその克服——

暴力と真宗におけるその克服……………門脇 健

二〇〇六年度 春季公開講演会 講演録
現代日本の漢字規格……………阿辻哲次

二〇〇五年度 研究発表会 発表要旨

彙報

学位論文審査要旨

彙報

学位論文審査要旨

主体の社会的関係が

外界認知に及ぼす影響……………星津香織

——パリ律藏 経蔵から窺えること——

児童養護施設が求められる

新たな役割……………徳岡博巳

——虐待への対応について——

在日コリアンの社会保障制度と日本社会
鄭 苗

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

- Japan's Relations with Ethiopia in the Early
Years of the Showa Period *FURUKAWA Tetsushi* (1)
- The Argument on the Authenticity of the Dependent Origination
in terms of Temporal State (*avasthā*) as seen
in the *Nyāyānusāriṇī* *MINOURA Akio* (18)
- Die Natur und das Unheimliche
—Über Goethes „Erlkönig“— *HIROKAWA Tomoki* (30)
-

Résumés of Papers Presented at the Public Lecture Meeting in the Spring of 2006

- Toward an Understanding of the Origin
of Buddha Image *ARAMAKI Noritoshi* (57)
-

Articles :

- On the 'Light and Name' in the Kyōgyōshinsyō *HIRAHARA Akimune* (37)
- Die Entstehung der formalen Anzeige bei Heidegger *WAKAMI Rie* (18)
- A Study of "Yoshiwara-shinwa" *AMANO Katsushige* (1)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

(設置)

大谷大学(大谷大学大学院、大谷大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)に大谷学会(以下「本会」という。)を置く。

(目的)

本会は、本学の学術研究の推進と、その成果の公開を目的とする。

(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

「大谷学報」の発行
「大谷大学研究年報」の発行
研究会及び公開講演会の開催
その他必要な事業

(会員)

本会は本学の教育職員(専任教員及び契約職員)及び学生をもつて会員とする。

前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者は、会員となることができる。

(役員)

本会に次の役員を置く。

監事
副会長
委員

会長
副会長
監事

第6条 会長には大谷大学長が当たり、本会を代表する。

第6条の2 副会長には学監・文学部長が当たり、会務を統理する。

2 副会長は、第3条第1号及び第2号の編集兼発行者となる。

第7条 委員は10名とし、教授会において互選する。

する。
2 委員は、企画、編集、出版等の会務に当たる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

第7条の2 会務を円滑に遂行するため、庶務をおくことができる。

2 庶務は本会委員の中から会長が委嘱する。

第8条 監事は、2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

(研究発表等)

第9条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

2 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額四〇〇円とする。

ただし、学生会員は二〇〇円とする。

(運営経費)

第11条 本会の経費は、会費をもつてこれに当てる。

2 本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

(事務所管)

第12条 本会の事務は、教育研究支援部教育研究支援課の所管とする。

(規程改正)

第13条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

付則
1 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。
2 一九六二年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

〈大谷学会委員〉

浅見直一郎 D・ヴェステル

大城邦義 門脇健

禿憲仁 番場寛

廣瀬幸市 三宅伸一郎

山下憲昭 采翠晃

大谷学報第八十六巻第二号

二〇〇七年三月一日発行

大谷学会

編集兼
発行者 草野顕之

発行所 大谷学会

〒303-8243 京都府北区小山上総町
大谷大学内

振替 (075) 41-18158番
075-41-18392番

印刷者 西村七兵衛

付則 この規程は、一九九三年四月一日から施行する。この規程は、一九九五年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月八日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第3条第1号については、第86巻第1号から適用する。